

豊富なQ&Aとチェックリストで業務に使える  
情報量No.1の安全衛生法令管理データベース



# 安全衛生セレクション

膨大な安全衛生法令と解説・資料のデジタル化を実現！  
法令管理の労力を飛躍的に軽減！







# 安全衛生管理の課題

担当者の知識・経験・情報収集ノウハウに依存しがちな法令管理

法令管理に長年携わってきた  
担当者



- 官報
- 厚生労働省
- 労働基準監督署
- 業界団体(中災防等)
- 関係情報
- (WEB・書籍・雑誌)等々

様々な情報と長年の経験・ノウハウにより管理

情報源に  
ばらつきがあり、  
一元的管理が  
困難



知識・経験で  
法令管理を  
支えてきた  
担当者の退職

非正規社員の  
割合が増加し、  
ノウハウの共有が  
困難

課題

管理の平準化

管理の合理化・省力化

デジタル化による情報共有



## 安全衛生セレクションが 課題解決をサポートします!

# 1

### 多岐にわたる安全衛生関係法令をWEBで一元管理

情報収集と理解のための労力を削減し、改正チェック漏れなど防ぎます!  
また、検索機能等デジタルならではの利便性をご提供します。

時間短縮!

▶ 複雑な法令情報を簡単に検索できます

▶ 審議会情報等や法令の公布前の  
情報を速報で提供



委任、罰則等もボタン  
1つでリンクします

法改正情報をひとめで  
確認できます



公布日	改正法令名	改正法令名(改正される法令)	改正範囲	新訂付与済	施行日
		労働基準法	改正範囲	新訂付与済	平32.04.01
		労働部次官補償確保法	改正範囲	新訂付与済	平32.04.01
平29.06.02	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	遺贈法	改正範囲	新訂付与済	平32.04.01
		遺贈法	改正範囲	新訂付与済	平32.04.01
		民法	改正範囲	新訂付与済	平32.04.01
平29.06.02	地域情報システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律	地域交通法	改正範囲	新訂付与済	平30.04.01

※画面は実際と異なる場合があります。



# 2

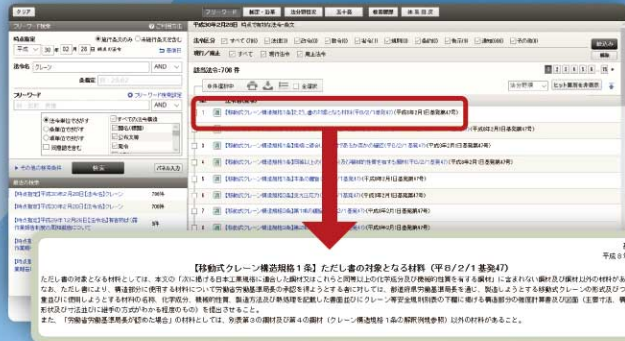
## 法令の理解と運用を助ける充実のコンテンツ

法改正の概要、法令解説、現場で役立つチェックリストや各種資料、相談事例、相談室など、実務をバックアップする充実のコンテンツ！経験の多寡にかかわらずご利用いただけます。

理解促進！

安全衛生に関する法令・通達および解釈例規を収録

昭和20年代から約1,800本



### 基本のQ&A

安全衛生法令の規制事項等をQ&A形式で解説

### 現場のQ&A

現場で行われる作業等について、安全衛生法令の規制事項をQ&A形式で解説

#### 基本のQ&A

内容現在：平成29年4月1日

事業者と使用者

目次

- 労働安全衛生法関係
- 労働安全衛生規則関係

Q 労働安全衛生法第2条第3号にいう「事業者」と労働基準法第10条にいう「使用者」とは、同じものでしょうか。もし、違うとしたら、具体的にどのような違いがありますか。

A 労働安全衛生法上の主たる義務主体である「事業者」とは、「事業を行う者で、労働者を使用するもの」（労働安全衛生法第2条第3号）のこととされています。これは、その事業の経営主体そのもの、つまり、事業経営の主体として利益計算の帰属する者を指し、個人企業にあつてはその個人企業の経営者、会社その他の法人にあつてはその法人そのものがこれに該当します。

次に労働基準法では、その義務主体を「使用者」としてとらえており、「事業者又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に対する事項について事業のために行為するすべての者を含む」（労働基準法第10条）と定義されており、労働安全衛生法に規定する「事業者」とは、安全衛生についても労働基準法で定められていたため、この「使用者」の定義によつていたが、特に安全衛生関係では、この定義によれば、労働安全衛生上の義務主体そのものが、一般的には事業経営主体ではなく、単なる自然人であるという

#### 現場のQ&A

内容現在：平成30年1月1日

第59条 雇入れ時等の安全衛生教育

目次

- 第1編 安全衛生の目的とその適用関係
- 第2編 採用、配属等労働者就業させるに当たっての措置
- 第3編 日常的に対応すべき事項
- 第4編 定期的に対応すべき事項（臨時に対応すべき措置を含む）

(1) 雇入れ時の教育  
(2) 作業内容変更時の教育  
(3) 危険有害業務就業時の特別教育  
(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

第2項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

【委任】

1項の「厚生労働省令」は労働省令第33号第1項の「厚生労働省令」=安衛省令第36号、37号、38号、39号、ホイイラ第92号、クレーン第21号、67号、107号、183号、222号、ゴンドラ第12号、自給機第21号、風圧機第1号

### チェックリスト

労働者に関する基準、作業と機械に関する規制事項等をチェックリスト化

約250本

#### チェックリスト

内容現在：平成29年6月1日

チェックリスト 事業者の行うべき調査等（リスクアセスメント）

目次

- 第1編 労働安全衛生法の適用範囲
- 第2編 労働者に関する基準
- 第3編 作業と機械に関する事項
- 第4編 職場環境に関する事項

チェックリスト

チェック項目	対応法令等
□ 1 原則	
※ □ (1) 建築物、設備、原材料・ガス・蒸気・粉じん等による、または作業行動その他業務に起因するすべての危険性・有害性※（第57条第1項の法令で定める物および第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性または有害性を除く。）について調査し、その結果に基づいて、安全衛生またはこれに基づく命令による措置を講ずるほか、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。	・安衛法第28の2 ④ ・安衛法第24の11 ④ ・平18.3.10厚労省公示第1号

\*印は努力規

法令原文で確認可能

労働安全衛生法

第57条の2 事業者は、労働者に対する業務に起因する危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、安全衛生またはこれに基づく命令による措置を講ずるほか、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（努力義務）

第57条の2 事業者は、労働者に対する業務に起因する危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、安全衛生またはこれに基づく命令による措置を講ずるほか、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（努力義務）

第57条の2 事業者は、労働者に対する業務に起因する危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、安全衛生またはこれに基づく命令による措置を講ずるほか、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（努力義務）



## 関連商品との横断検索が可能

※関連商品『危険物セレクション』との横断検索が可能です。(別途ご契約が必要です)



## 収録情報 (コンテンツ一覧)

コンテンツ		概要
ニュース		審議会情報や労災・安全衛生に関する情報を提供
改正情報		収録法令の改正概要／新旧対照表を提供。改正概要をDL／メールで共有化
法令・通達集		安全衛生に関する法令・通達および解釈例規を収録 法・令・則および告示と解釈例規がリンク／他のコンテンツ (解説) と相互リンク
法令別要求事項		安全衛生法令と特別規則で規定されている遵守条項の一覧 (全17本)
解説	安衛法逐条解説	安全衛生法令を逐条で解説
	基本のQ&A	安全衛生法令の規制事項等につきQ&A形式で解説
	現場のQ&A	具体的な事例をもとに安全衛生法令を解説
	用語集	安全衛生法令に関する用語を解説 (約1,300件)
チェックリスト		労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化 (約250本を収録)
相談事例		相談室に寄せられた照会内容 (約900件) を収録
相談室		安全衛生法令に関する個別の相談が可能 (ファイル添付可能)
判例		安全衛生に関する判例約140本を収録
資料集		省庁等の公的機関が公表している資料を掲載
メールマガジン		ニュースや更新情報を配信 (月1回第3金曜日発信)

### 年間利用料

1ライセンス 定価 118,800円 (本体 108,000円 + 税10%) (1年間でのご契約となります。)

※動作環境については弊社ホームページをご確認ください。



## 関連商品のご案内

複雑な規制を漏れなく、容易に確認・共有できるWEBツール！



# 危険物セレクション



- 1 保有している危険物施設に必要な情報を一覧表示！  
ひとめで必要な情報がわかります。
- 2 新任担当者をサポートするコンテンツを登載！  
法改正チェックの負担も軽減！
- 3 情報の共有化で照会対応の負担を軽減！

コンテンツ一覧		
ニュース	改正前情報、公布・施行情報、事故情報などの情報を掲載	
改正情報	法令の改正・制定・廃止情報について、施設区分、公布日、施行日等での絞り込み可能	
法令・通知・実例集	法令、通知（昭和～）、行政実例の原文掲載（法令⇔通知のリンクを実現）	
チェックリスト解説	危険物施設（12施設）毎の規制基準をチェックリスト形式で一覧化	
用語集	危険物関係の用語約500語を収録	
資料集	申請手続・書式	危険物施設の設置、変更許可申請書等の留意事項や雛形と記載例を収録
	事故事例	危険物施設に係る事故事例を一覧収録
資料集	はじめての人でもよく解る！ やさしく学べる 危険物関係の法律	初心者でも体系的に学ぶことができる解説資料
	消防本部	消防本部サイト、例規集、消防本部の書式サイト、ポイントガイド
	官庁資料	消防庁発出の資料を格納
相談室	危険物関係法令に関する相談窓口（ファイル添付可能）	
FAQ	相談室に寄せられた内容をFAQとして収録	
メールマガジン	改正情報をはじめ、各コンテンツの更新情報等をお知らせ	

誰でも手軽に社内講師に！ 研修準備をサポート！

## みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール

編著 山室 栄三、本橋 秀一郎（一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部）



法改正に対応して  
内容を更新!!



受講者用スライド



講師用スクリプト



確認テスト

ダウンロード後、自社用にカスタマイズ可能！

自分の身を守るための  
最低限の知識を  
身につける！

【仕様】ダウンロードサイト（年1回更新）  
※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【構成】◆受講者用スライド ◆講師用スクリプト ◆確認テストデータ



商品の詳細・お申し込みは

TEL.0120-203-694

FAX.0120-302-640

第一法規

検索 CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。  
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9：00～17：30とさせていただきます。  
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。



第一法規 株式会社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担 当

(412390) [1803]  
セレ安改 (412395) 2023.4 SE